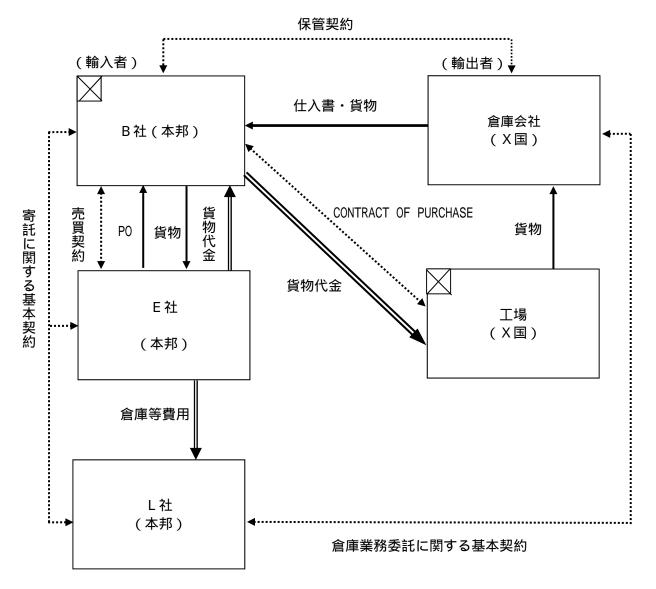
輸入貨物に係る関税評価上の取扱い等に関する照会

輸入取引の認定及び FCA 条件で貨物が引き渡された後に発生する輸出国での保管料等の取扱いについて

照 会				
照会内容等	輸入貨物の品名		衣類他(税表分類:第 62 類)	
	照会の趣旨		輸入取引の認定及び FCA 条件で貨物が引き渡された後に発生する輸出国での保管料等の取扱いについて照会するものです。	
	取引の概要及び関 税評価に関する照会 者の見解とその理由		別紙 1 のとおり。	
関係する法令条項等			関税定率法第4条第1項	
添付書類			照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料	

回答				
回答年月日		平成 30 年 6 月 6 日	回答者	横浜税関業務部首席関税評価官
回答内容	ただし (1) 回(おい ⁻ 係が((2) 回:	て異なる事実がある場合 生ずることがあります。	に係る事 合や新たな)見解であ	実関係を前提としたものであり、具体的な事例に 事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関 り、事前照会者の申告内容等を拘束するものでは

1.取引形態図 (別紙1)



2.取引の概要

- (1)輸入者であるB社(以下「輸入者」という。)は、X国所在の工場から衣類(以下「貨物」という。)を購入し、貨物をX国にて保管後、本邦へ輸入しています。
- (2)輸入者は貨物の取引に係る基本的な事項について、本邦所在のE社と「売買基本契約書」(以下「売買契約」という。)を締結し、工場とは「CONTRACT OF PURCHASE」(以下「CP」という。)を締結しています。三者間それぞれに、特殊関係はありません。

当該取引において、輸入者は、工場から貨物を購入後、X国保税区内に所在する倉庫に搬入し、 一定期間保管します。輸入者は当該保管に関し、E社とL社の三者間で「寄託に関する基本契約」 (以下「寄託契約」という。)を締結し、貨物の保管及び入出庫費用等を取決めています。

L社は、寄託契約に関する業務をX国倉庫会社と「倉庫業務委託に関する基本契約」(以下「倉庫契約」という。)を締結することにより、委託しています。

(3)貨物の発注について

E社は輸入者に対して、品番、単価、色、サイズ、数量、工場における商品完成予定日及びE社の指定する日本国内倉庫への貨物の入庫日等を記載した「PURCHASE ORDER」(以下「PO」という。)を発行することにより個別契約を締結します。なお、E社は個別契約に先立ち、POに記載された項目を引合書により、輸入者に内示します。引合書はネットによりE社から輸入者に内示されるとともに、工場にも情報共有されます。

輸入者はE社の規定に準じた運営をしている工場と CP を締結し、貨物の製造を委託します。 製造された貨物について、輸入者は FCA 条件で購入し、X国保税区内に所在する倉庫会社の倉庫 にて保管します。

(4)貨物の流れについて

工場は、貨物の製造が完了し倉庫会社に向けて出荷する段階で、輸入者及びE社にネットで倉庫への入庫情報を通知します。また、E社のシステムとネットで結ばれているL社にも合わせて倉庫への入庫情報が共有され、当該入庫情報はL社から倉庫会社に通知されます。

倉庫会社は、工場から貨物を受けとった後、当該貨物と、通知された入庫情報を照合し、L社に入庫状況をネットで報告します。L社は当該入庫状況を輸入者に通知し、E社に情報共有します。

倉庫会社は、貨物の保管に係る保管契約を作成しその内容について輸入者の合意と確認を得ます。

貨物の所有権は、倉庫会社の倉庫に入庫した時点で、工場から輸入者に移転します。なお、保 管中、貨物に対して開披などの作業は行われません。

輸入者は、本邦における E 社の在庫状況や商機等の事情を考慮した上で、貨物の出庫を決定します。出庫指図データは、倉庫管理システムにより L 社に情報共有され、 L 社から倉庫会社に当該データが転送されます。 L 社は当該データを基に、輸入者から倉庫会社向けの DELIVERY ORDER (以下「DO」という。)を作成し、倉庫会社に送付します。

X国での輸出業務及び輸出

倉庫会社は、輸入者からの DO に基づき、輸入者の代理として、輸出インボイスを作成し、運送の手配を行い、輸出申告の後に貨物を本邦に輸出します。

貨物に係る海上保険は輸入者が自社を受取人として付保し、保険料を支払っています。

貨物は分割して船積みされる場合もありますが、最終的にすべて本邦向けに輸出され、X国を含め第三国で販売されるものはありません。本邦向け貨物であることは、契約書、PO、インボイス等に記載されています。

本邦に到着後の輸入業務及び納品

貨物は、輸入者から自社あてのインボイスにより輸入申告が行われます。輸入許可後、貨物は E社指定の倉庫に搬入されます。倉庫在庫中は輸入者名義にて保管され、貨物の所有権は、E社 の国内店舗へ出荷指示のデータ送信があった時点で輸入者からE社に移転します。

(5) 貨物代金の流れは以下のとおりである。

輸入者から工場へ支払う貨物代金

貨物が工場から倉庫へ搬入されると、同日付で倉庫会社から輸入者へ受領確認を通知します。 輸入者の L/C 発行銀行は当該受領確認と、工場から輸入者あての INVOICE を確認し、決済します。

E社から輸入者へ支払う貨物代金

輸入許可後、本邦のE社指定倉庫からE社店舗への出荷日を起算とし、月末締めにて輸入者からE社へ貨物代金を請求します。E社は月末締め 日後に振り込みにて輸入者に支払います。

倉庫会社の倉庫費用等

倉庫において発生する費用等は、寄託契約の規定に基づき、E社とL社間で寄託料が取り決められ、E社が負担することとなっています。

- ア X国保税区への入出区通関料
- イ 貨物出庫料
- ウ コンテナバンニング費用
- エ コンテナドレージ料
- オ 書類作成費用 (INVOICE、PACKING LIST 等の作成、原産地証明書の取得に要する費用)
- 力 倉庫内保管料

(6)輸入者における危険負担等

本件貨物について、輸入者は工場から購入し、本邦でE社に販売するまでの間、X国から本邦までの運送等の危険負担のほか、次の危険負担を担っています。

ア 金利負担

工場から買取り後、E社への国内販売を行い、現金化されるまでの金利を負担しています。 イ 納品・品質のリスク負担

E社に対し、納期遅延・品質不良に対する責任を負担しています。

貨物が本邦到着後に発生するクレームについては、E社店舗への払出前の本邦倉庫在庫中、E 社店舗への払出後のいずれにおいても、輸入者が責任を負います。いずれの場合もクレームの内 容によっては、輸入者から工場へ交渉を行うことがありえます。

3.関税評価に対する照会者の見解

輸入貨物の課税価格については、輸入者と工場の取引が関税定率法第4条第1項に規定する輸入取引と認められ、E社が倉庫会社へ支払う下記倉庫費用等の内ウ、工及び才に係る費用については同法第4条第1項第1号に規定する運送関連費用と認められ、ア、イ及び力に係る費用については買手である輸入者が自己のために輸出国において保管するための費用と認められることから、輸入貨物の課

税価格に算入されません。

倉庫費用等の明細

- ア X国保税区への入出区通関料 非加算
- イ 貨物出庫料非加算
- ウ コンテナバンニング費用 加算
- エ コンテナドレージ料 加算
- オ INVOICE、PACKING LIST 等の作成、原産地証明書の取得に要する費用 加算
- 力 倉庫内保管料 非加算

【回答内容】

輸入者と工場との間の売買が関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」に該当し、輸入者と工場が、それぞれ、買手、売手となります。

X国保税区内倉庫における倉庫保管費用及び入出庫料は、買手が自己のために輸出国において保 管するための費用と認められることから、輸入貨物の課税価格に算入されません。

原産地証明書の取得に要する費用は、関税定率法第4条第1項本文の現実支払価格と認められ、また、X国保税区への入出区通関料および倉庫から輸出港までの輸送料、輸出申告に係る書類の作成料は、同項第1号に規定される輸入港までの運賃等の一部に該当し、輸入貨物の課税価格に算入されます。

【理由】

1.複数の売買が存在する輸入貨物に係る輸入取引及び売手、買手の認定

(1)関係法令等

関税定率法(以下「法」という。)第4条第1項本文において、輸入貨物の課税標準となる価格 (以下「課税価格」という。)は、当該輸入貨物に係る輸入取引がされた場合において、当該輸入 取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は 支払われるべき価格に、その含まれていない限度において運賃等の額を加えた価格とすると規定 されています。

また、法基本通達(以下「通達」という。)4-1(1)において、輸入取引とは、本邦に拠点を有する者が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買であって、通常、現実に貨物を輸入することとなる売買がこれに該当するとされています。そして、通達4-1(2)においては、貨物が輸入されるまでに当該貨物について複数の取引が行われている場合には、現実に当該貨物が本邦に到着することとなった売買が「輸入取引」となるとされています。

さらに、通達 4-1(3)において、輸入取引における売手及び買手とは、実質的に自己の計算と危険負担の下に輸入取引をする者とされており、具体的には、買手及び売手は、自ら輸入取引における輸入貨物の品質、数量、価格等について取り決め、瑕疵、数量不足、事故、不良債権等の危険を負担する者とされています。

(2)輸入取引、売手及び買手の認定

輸入者とE社が締結する売買基本契約について

輸入者とE社は、本件輸入貨物に係る売買基本契約を締結しています。当該契約は、個々の商品の売買契約(個別契約)のすべてに共通して適用されるものであり、個別契約の定めが優先されて適用されることが規定されています。

また、当該契約において、貨物の引渡と所有権の移転、代金の支払い、不良品に対する取扱

いなど、売買全般に係る基本的事項を定めています。輸入者が商品の製造を委託する工場の運営は、E社の規定する内容を遵守させることが規定され、貨物の納品が確実に履行されるよう、 個別契約に先立ち引合書を内示します。

輸入者が工場に送付する CONTRACT OF PURCHASE について

輸入者はE社からのPOに基づき、工場とCONTRACT OF PURCHASE を締結し、貨物を購入します。貨物はFCA条件であり、貨物の所有権は、倉庫に入庫した時点で工場から輸入者に移転します。

貨物は輸入者から業務委託を受けたL社からの貨物の出庫指示に基づき、本邦向けに輸出されます。倉庫会社は輸入者の代理として輸出インボイスを作成、運送の手配を行います。輸入 貨物の海上運送に係る保険は、輸入者が自社を受取人として付保し、保険料を支払います。貨物は本邦での輸入許可後、輸入者の所有権のままE社指定の倉庫に搬入されます。貨物の引渡しは、倉庫への搬入時であり、引渡しと同時に輸入者からE社へ所有権と危険負担が移転します。つまり、輸入者はX国の工場から購入し、E社に販売するまでの間、X国から本邦までの運送の危険負担のほか、金利負担、納品、品質の危険負担を担います。

検討

輸入者が輸入する貨物は、輸入者と工場間の CP において、その品質、数量、価格等が取り決められ、本邦で販売されることを目的に FCA 条件で取引が締結され、輸入者が業務委託した L 社作成の DELIVARY ORDER により、現実に本邦に到着しています。輸入者の説明や提出資料から、本邦向けの船積みに係る出荷指示・手配は、実際に輸入者が行っていること、運送に係る危険負担や費用負担については輸入者が担っていることが認められます。また、輸入者は、輸入貨物が X 国から本邦に到着してから E 社に販売するまでの間、金利負担や納品、品質の危険負担を担います。

以上の事実から、本邦に拠点を有する者が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行われた売買は、輸入者と工場との売買であると認められ、輸入者と工場との間で行われた売買が法第4条第1項に規定する「輸入取引」に該当し、輸入者が買手、工場が売手と認められます。

2.保管業務に係る費用の取扱いについて

(1)関係法令等

関税定率法(以下「法」という。)第4条第1項において、輸入貨物の課税価格は、当該輸入 貨物に係る輸入取引がされた時に買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につ き現実に支払われた又は支払われるべき価格(以下「現実支払価格」という。)に、その含まれ ていない限度において同項各号に掲げる運賃等の額を加えた価格とすると規定されています。

また、法第4条第1項第1号において、上記運賃等の一つとして、「当該輸入貨物が輸入港 に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用」(以下「輸入港 までの運賃等」という。) が掲げられています。

さらに、法施行令第1条の4において、現実支払価格とは、当該輸入貨物につき、買手により売手に対し又は売手のために行われた又は行われるべき支払の総額とすると規定されています。

貨物の保管に要する費用の取扱いは、法基本通達(以下「通達」という。)4 - 2(5)において、「輸入貨物が、その輸入取引に係る取引条件に従って売手から買手に引き渡されるまでの間に輸出国(積替え国を含む。)で保管される場合、当該保管に要する費用で買手が負担するものは現実支払価格に含まれるものとされています。

なお、輸入貨物が、その輸入取引に係る取引条件に従って売手から買手に引き渡された後に、 本邦への輸出に先立ち、買手が自己のために当該輸入貨物を輸出国において保管する場合、買 手が負担する当該保管に要する費用は現実支払価格に含まれません。

ただし、当該保管に要する費用が法第4条第1項第1号に規定する当該輸入貨物が輸入港に 到着するまでの運送に関連する費用に該当する場合には、現実支払価格に加算する」とされて います。

輸入港までの運賃等の意義は、通達 4 - 8(5)において、「『その他当該運送に関連する費用』 とは、輸入貨物の輸入港までの運送に付随して発生する積卸しその他の役務の対価として支払 われる費用」をいうとされ、同イに「輸出国における積込み前の一時的保管料」及び同口に「輸 出の際に税関手続等に要した費用」が示されています。

また、通達 4 - 8(6)において、「輸入港までの運賃等は、買手により負担されるものであるか否かを問わず、現実支払価格に含まれていない限度において当該現実支払価格に加算する。」とされています。

(2)保管業務に係る費用の取扱いについて

輸入者(以下、「買手」という。)はFCA条件で貨物を購入し、輸出国の保税区に所在する倉庫において貨物の引渡しを受けます。買手はE社、L社と寄託契約を締結し、買手がE社に販売する貨物について指定倉庫での保管業務をL社に委託しています。業務に係る委託料及び費用はE社とL社間で定め、E社が負担することと規定されています。当該寄託契約に基づき、L社は倉庫会社と倉庫業務委託基本契約書を締結し、当該物品の保管業務に関し、L社は倉庫会社に委託します。当該契約書において、保管業務の対価は、L社と倉庫会社の協議により取り決めると規定されておりますが、その対価は寄託契約に基づいたものであり、最終的にE社が費用を負担します。

買手とE社の売買基本契約において、買手は商品をE社指定の日本国内の倉庫へ入庫するまでの一切の費用を負担し、PO に記載された商品単価は、これらを全て含むと規定されています。

このことから、保管業務の対価は、買手とE社、買手とL社及びE社のそれぞれの協議によ

リE社が支払っているものと考えられます。

しかしながら、保管される輸入貨物は、輸出国で売手から買手に引き渡され、本邦で E 社へ引き渡す前のものであることから、当該保管業務の対価は、通常、買手が支払うべきものと認められます。したがって、本事例における保管業務の対価は、最終的に国内の倉庫へ入庫するまでの一切の費用(輸送費、通関費用及び関税等)を含む金額を買手へ支払うこととなる E 社が、当該費用の一部(保管料等)を、買手に代わり倉庫会社へ支払っているものと解されます。

保管業務に関し、E社が負担する以下の費用について検討します。

- ア X国保税区への入出区通関料
- イ 貨物出庫料
- ウ コンテナバンニング費用
- エ コンテナドレージ料
- オ INVOICE、PACKING LIST等の作成、原産地証明書の取得に要する費用
- カ 倉庫内保管費用

上記イ、カの倉庫費用等は、輸入貨物が FCA 条件で売手から買手に引き渡された後に、買手が E 社への納期に応じて一定期間保管するための費用であり、本邦への輸出に先立ち、買手が 自己のために輸出国において行うものと認められることから、通達 4 - 2(5)の規定に基づき、 倉庫費用等は現実支払価格に含まれません。

また、当該費用は、通達 4 - 8(5) イの「輸出国における積込み前の一時的保管料」とは認められないことから、輸入港までの運賃等の一部にも該当せず、現実支払価格に加算されません。

一方、アについては、X国保税区への搬入時の輸出申告と搬出時の輸送(日本の保税運送に当る。)手続きに必要な費用であること、オの費用のうち、INVOICE、PACKING LIST等の作成に要する費用は、通達4-8(5)口の「輸出の際に税関手続等に要した費用」に該当すると認められます。また、ウ、エについては、当該輸入貨物の輸出港までの費用と認められます。当該費用は、買手に代わりE社が支払っているものですが、通達4-8(6)において、輸入港までの運賃等は、買手により負担されるものであるか否かを問わず、現実支払価格に含まれていない限度において加算するとされていることから、当該費用は、法第4条第1項第1号に規定する輸入港までの運賃等の一部として現実支払価格に加算されます。オの費用のうち、原産地証明書の取得に要する費用については、輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払われた又は支払われるべき価格と認められることから、輸入貨物の現実支払価格の一部を構成します。